

議案第 29 号

飛騨市学校運動場夜間照明施設条例の一部を改正する条例について

飛騨市学校運動場夜間照明施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 25 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

飛騨市学校運動場夜間照明施設における県立学校体育施設の開放及び管理に係る手続きが岐阜県教育委員会へ集約されたこと等に伴う改正

飛驒市学校運動場夜間照明施設条例の一部を改正する条例

飛驒市学校運動場夜間照明施設条例（平成16年飛驒市条例第108号）の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

名称	位置
飛驒市立古川中学校運動場夜間照明施設	飛驒市古川町沼町100番地
飛驒市立神岡中学校運動場夜間照明施設	飛驒市神岡町桜ヶ丘1番地
飛驒市立神岡小学校運動場夜間照明施設	飛驒市神岡町船津225番地

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

飛騨市学校運動場夜間照明施設条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行		改正案	
第1条 略		第1条 略	
第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。		第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
岐阜県立吉城高等学校運動場夜間照明施設	飛騨市古川町上気多1987番地2		
飛騨市立古川中学校運動場夜間照明施設	飛騨市古川町沼町100番地	飛騨市立古川中学校運動場夜間照明施設	飛騨市古川町沼町100番地
飛騨市立河合小学校運動場夜間照明施設	飛騨市河合町角川91番地2		
飛騨市立宮川小学校運動場夜間照明施設	飛騨市宮川町林258番地		
岐阜県立飛騨神岡高等学校運動場夜間照明施設	飛騨市神岡町小萱2138番地2		
飛騨市立神岡中学校運動場夜間照明施設	飛騨市神岡町桜ヶ丘1番地	飛騨市立神岡中学校運動場夜間照明施設	飛騨市神岡町桜ヶ丘1番地
飛騨市立神岡小学校運動場夜間照明施設	飛騨市神岡町船津225番地	飛騨市立神岡小学校運動場夜間照明施設	飛騨市神岡町船津225番地
以下 略		以下 略	

条例関係議案要旨

議 案 名	飛騨市学校運動場夜間照明施設条例の一部を改正する条例について
担 当 部	教育委員会事務局
提 案 理 由	飛騨市学校運動場夜間照明施設における県立学校体育施設の開放及び管理に係る手続きが岐阜県教育委員会へ集約されたこと等に伴う改正
制 定 改 廃 の 根 拠 等	市独自の改正
条 例 の 概 要	【改正の趣旨及び内容】 (1) 県立高等学校運動場夜間照明施設の削除 岐阜県立吉城高等学校運動場夜間照明施設及び岐阜県立飛騨神岡高等学校運動場夜間照明施設は、令和 6 年度より県立学校体育施設の開放及び管理に係る手続きが岐阜県教育委員会へ集約されたことに伴い条例から削除するもの。 (2) 夜間利用、照明設備のない夜間照明施設の廃止 飛騨市立河合小学校運動場夜間照明施設及び飛騨市立宮川小学校運動場夜間照明施設は夜間利用がなく、照明設備も機能していないことから廃止するもの。 (第 2 条関係)
市 民 へ の 影 響 等	特になし
施 行 日	令和 7 年 4 月 1 日
備 考	